

講演会

自民党が狙う 「緊急事態条項」の危険

講演：永井幸寿弁護士

資料代500円

12月11日(日) 13:30~16:30

安倍野市民学習センター第一研修室

(JR天王寺駅、地下鉄阿倍野駅下車 あべのベルタ3階)

非常時には国民の権利を大きく制限し、首相の独断で法律や条約さえ締結できるという「緊急事態条項」。安倍政権はこれを改憲の目玉と位置づけています。東日本大震災のような大規模自然災害時に必要と言われれば納得してしまいそうです。ところが自民党改憲草案の国家緊急権を発動できる条件は極めてあいまいで、延長すればいつまでも非常事態に置き憲法を停止することが出来ます。ナチスドイツのヒトラーはワイマール憲法下で、国家緊急権である大統領緊急令を発動して権利を制限・剥奪し、さらに「全権委任法」を制定して11年ものあいだ恐怖の独裁体制を敷き続けたのです。安倍政権の言う自然災害時に国家緊急権を発動することは、本当に必要な住民の避難や災害対策を阻害する危険があると指摘されています。



永井幸寿(ながいこうじゅ) 1955年7月27日生。日本弁護士連合会災害復興支援委員会・緊急時法制PT座長。自民党改憲草案の緊急事態条項が、国家緊急権の濫用と国民の制限を招くことに警鐘をならす。阪神淡路大震災、東日本大震災の経験から、大規模災害時には、国家の権限強化ではなく、市町村レベルでの日頃の準備と迅速な情報共有と対応が必要と主張。著書に「憲法に緊急事態条項は必要か」(岩波書店)、〈対論〉「緊急事態条項のために憲法を変えるのか」(かもがわ書店 小林節氏との対談)など。

ライブ・イン・ピース☆ 9 + 25

TEL 090-5094-9483 (事務局 大阪) E-mail liveinpeace_heiwa@yahoo.co.jp